

『全体論と一元論』合評会コメントへの回答¹

川瀬 和也

1. 榮福真穂さんへの回答

1.1 大枠にかんしての質問①

自然主義を称揚するためにその先駆者としてのヘーゲルを称揚している、という評者の理解は当たらない。たしかに私のヘーゲル解釈は、ヘーゲル哲学を自然主義に引きつけて理解するものとなっている。しかし、自然主義を称揚するためなら、例えばD. ヒュームなど、より自然主義的な立場を取っている哲学者を選ぶべきだということにもなりかねない。また、私がヘーゲルを引きつけて読む自然主義は、序論で体系が問題になり得る理由として挙げている物理主義とは必ずしも同じではない。したがって、自然主義を称揚するためにその先駆者としてのヘーゲルを称揚しているという理解は全くの誤解である。

また評者は、「体系志向というだけなら先駆者はたくさんいるはずであり、あえてヘーゲルであることの説明にはならない」と指摘している。この指摘の内容には同意する。しかし私は、体系志向の多くの哲学者の中であえてヘーゲルを読むべき理由を提示することを目指していない。私が『全体論と一元論——ヘーゲル哲学体系の核心』（以下、「本書」）の第1章で目指したのは、体系に注目してヘーゲルを読むことは現代の読者の関心に適うということであった。このことを言うために、他の体系志向の哲学者と比べて特にヘーゲルが重要であるということまでを示す必要はない。また私はそもそも、他の哲学者との比較においてヘーゲルだけが特に重要であるとは考えていない。

1.2 大枠にかんしての質問②

評者は、「流行りに乗りました」というだけでなく、「流行りに乗るべき」[...] というのは強すぎる主張に思える」と言う。しかし私は、同時代に多くの哲学者によって注目され、支持されている思潮と、時代を異にする研究対象のテキストを比較することは、哲学史研究にとって本質的であり、必要なことだと考えている。「流行りに乗る」というネガティブなニュアンスのある言い回しへの留保は表明したいが、その点を除けば、まさに「流行りに乗るべき」、あるいはより中立的な表現に言い換えれば、解釈者が生きていた時代と同時代の思潮と自らの解釈の関係はなるべく顧慮すべきである、と積極的に主張したい。

¹ 評者をお引き受けくださり、拙著を読み込んでコメントと質問をくださった、榮福真穂さん、飯泉佑介さん、久富峻介さん、堀永哲史さんに改めて深く感謝の意を表したい。

私が上のように考えるのは、「現代の読者が、対象のテキストにアクセスすることを可能にする」ことが、本書のようなタイプの哲学史研究の機能であり、それがもつ意義の重要な部分を構成すると考えるからである。この意味で、本書の哲学史研究は、純粋な歴史研究とは異なる目的のために遂行されている。これについては、他のところで詳しく論じたことがある（川瀬, 2020）。

なお、このように述べると、なぜいわゆる大陸系の現代哲学ではなく、分析系の哲学に照準を合わせるのか、という疑問を喚起してしまうかもしれないが、そこには哲学的な理由は存在しない。両方を一冊の本で扱うことは私の力量から言っても難しく、また、議論の焦点がぼやけてしまうと考えられたという技術的な理由による。

加えて、「著者自身が分析系の研究のどういった点に「重要な哲学的意義」を見いだしているのか」という評者の問いに正面から答えておきたい。「分析系」と呼ばれることのあるスタイルの哲学研究においては、可能な限り主張を明確に述べることが重視される。そして私はなるべく明確な叙述を目指すことは、哲学研究を遂行する上で非常に重要であると考えている。なぜなら、可能な限り明確な叙述を目指すからこそ、どうしても明確化して述べるのが難しい、哲学的に重要かつ困難な問題を発見することができる場合があるからである。したがって、私が分析系のスタイルに見いだす魅力は、なるべく明確な叙述を徹底するがゆえにこそ、どうしても明確化できない深遠な問いが浮き彫りになるということである。

なお、ヘーゲルの叙述は往々にして不明確である。それゆえ、彼は分析系の研究と異なり、叙述の明確さを重視していないと言える。しかしこのことによって、分析系のスタイルで彼の著作にアプローチすることの意義はむしろ高まっている。ヘーゲルのような難解な叙述を好む哲学者を解釈する際には、単に叙述のスタイルのゆえに難解である箇所と、扱われている問題そのものの複雑さや答えにくさのゆえに難解である場所を切り分けることが必要である。これを遂行するために、可能な限り明確な叙述を目指す分析哲学的なスタイルが有用だからである。

1.3 細かい論点① 自然主義の説明について

評者は、私が依拠する井頭による自然主義の定義を「「哲学が科学に先行しそれを基礎づける」という第一哲学的構想を退ける立場」だとしたうえで、これと「哲学と自然科学との連続性を強調する立場」としての私自身の自然主義の特徴づけとの関係を問うている。この問いに私は、評者の井頭の定義についての引用は完全ではないと指摘することで答えたい。井頭は、「仮説演繹法以上の正当化手続きの存在を否定し、「哲学が科学に先行しそれを基礎づける」という第一哲学的構想を退ける立場」として自然主義を定義する。評者はこの定義から、「仮説演繹法以上の正当化手続きの存在を否定し」の部分を省略して引用している。しかし、この省略された部分こそ、哲学と科

学の連続性に関わるのである。なぜなら自然主義は、哲学においても科学においても、仮説演繹法のみを正当化手続きとして認める立場だということになるからだ。ここに哲学と科学の連続性がある。

1.4 細かい論点②心身問題の一元論的解決にかんするヘーゲルの独自性について

この点について私は、「あえてスピノザではなくヘーゲルであることに意味がある」と積極的に主張するつもりはない。スピノザもヘーゲルも難解な哲学者であり、各々の主張を再構成するだけでも大変な苦勞を要するであろう。本書ではヘーゲルについてそれを試みたが、スピノザについてそれをするには、本書執筆時点はもとより、現在においても私には不可能である。したがって、スピノザではなくヘーゲルであることに意味があるのか、ないのか、私には判断できない。少なくとも一般にヘーゲルがスピノザから強い影響を受けていることは周知の事実であり、心身問題についても両者が似通った見解を持っていたとしても不思議ではないだろう、と言えるのみである。

また、本書はヘーゲルの議論を他の哲学者と比較することを主題としていない。本書の心身問題を論じた箇所が私が目指したのは、そもそも何が論じられているのかすら定かではなかった『大論理学』の「生命」章を、心身問題を論じた箇所として解釈することである。それを超えて、ヘーゲルによる解決策が独自のものであると示すことを本書は目指していない。

1.5 細かい論点③幾何学的体系との対比について

スピノザの体系が幾何学的な体系であるというのは、ヘーゲルによる評価を念頭においての記述であり、現代のスピノザ解釈を念頭に置いたものではない。ヘーゲルは『大論理学』の序論や、「概念論」第3編「理念」第2章「認識の理念」の箇所で、幾何学的な体系の代表としてヴォルフとスピノザを挙げている。ただし、このことを注などで論じておけばより丁寧な叙述となったであろう。この意味での丁寧さを欠いたという点では、評者の指摘を受け入れたい。

2. 飯泉佑介さんへの回答

2.1 ヘーゲルの「概念」について

この点に関する評者の反論ないし疑問は、大きく二つに分かれる。第一に、ヘーゲルが『大論理学』以外のテキストで述べている経験的概念に関わる文言との整合性を問うものである。第二に、私自身の「概念」の用法の整合性を問うものである。以下ではそれぞれについて回答およびコメントをしていきたい。

第一の、ヘーゲルによる経験的概念の取り扱いを巡る問題について述べたい。評者は、初期ヘーゲルの論考や、『エンチクロペディー』緒論のテキストを引用して、ヘーゲルにおいて経験的概念が論理学と峻別されていると指摘している。しかし、いずれも本書が主たる研究対象とする『大論理学』以外からの引用である。それらのテキストと『大論理学』の関係や整合性を問うことを本書で私は目指していない、ということをお初めに確認しておきたい。

加えて、『大論理学』のテキストの中で、もし論理的カテゴリーと経験的概念を区別するならば経験的概念の側に属する、としか言いようのない諸概念が実際に扱われているということを指摘したい。本書第2部では、ゲーテの自然哲学に依拠する仕方、色彩論に関わる諸概念について論じられていることを指摘した。また、本書で直接取り上げてはいないが、『大論理学』「概念論」第1編「主観性」第1章「概念」には「個別的なもの」と題された章があり、概念が個別の事物と関わる様が論じられていることは論を俟たない。

したがって、評者の指摘は、単に私の叙述がヘーゲルのテキストと整合しないということではなく、ヘーゲルのテキスト相互に不整合が存在することの指摘と解されるべきである。たしかに本書では、ヘーゲルのテキストを広範に見渡したときの不整合な叙述をどう処理すべきか、という問題については、主題的に取り上げられていない。その限りでは、評者の指摘を受け入れることはできる。しかし、『大論理学』のテキストに依拠する限りでは、ヘーゲルは経験的概念と論理的カテゴリーを峻別して論じてはいないように思われる。それゆえ評者の指摘は本書のこの結論を揺るがすものではない。

その上でしかし、評者が引用するテキストのうち前二者は、ヘーゲルのテキスト相互の不整合を十分に示してすらいない、とも私は主張したい。個別者まで演繹されるべきだとする批判は、本書のような解釈を取ったとしても退けられる。論理的カテゴリーと経験的概念の区別を取り払うことは、経験的概念や個別者を論理的カテゴリーから演繹することを意味しないからである。次に、カテゴリーは「常に経験的にのみ解されるのではなく、思考そのものから導出されるべきだ」というカントへの批判について考えたい。まず確認すべきなのは、この箇所はカテゴリーの形而上学的演繹を批判した箇所、すなわち判断表からカテゴリーを導出する仕方を批判した箇所だということである。それゆえ、経験的概念と論理的カテゴリーが区別されるべきだと主張した箇所ではない。また、この引用で「経験的」と訳される *empirisch* は、本書第6章で指摘したように、ヒュームらの経験論につながる否定的なニュアンスを持って使われる場合があり、ここでの用法はそれと整合する（本書 144-147 頁）。それゆえ、*empirisch* な仕方、判断表からカテゴリーを導出するやり方をヘーゲルが批判していることは、本書への反論にはならない。

最後に、「この〔経験的個別性や現実性といった〕可変性と偶然性の領域にあっては、概念ではなく、単に理由だけが妥当するものとされる」という文言は、これだけを取り出しても理解するのが困難な箇所である。まず、引用中の「この可変性と偶然性の領域」の意味を確定せねばならないが、これは前後の文脈から、哲学的エンチュクロペディーに含まれない実証的な学のことを指していることは明らかだ。次に「理由だけが妥当する」の理解が問題となるが、引用の直後で、「直接税と間接税との学説体系」が例に挙げられているので、課税の方式については最終的にはある程度恣意的な決定が認められるのであり、その際には必ずしも学的な必然性を持たない理由が挙げられれば十分である、ということが意味されているとわかる。このように解した上で、この箇所については確かに、ヘーゲルのテキスト相互の不整合に該当すると言えるかもしれない。

そうは言ってもこの箇所は、本書で論じた論理的カテゴリーと経験的概念の関係について論じる際の決定的な証拠とはならないように思われる。理由を二つ挙げたい。第一に、この箇所は経験的な諸学のうち、ヘーゲルが『エンチュクロペディー』で扱わない実証的な学の取り扱いについてのみ述べた箇所であり、それゆえ自然哲学や精神哲学で扱われるような経験的概念については別の箇所を引いて検討せねばならないはずだからである。そして第二に、同じ節の注解で歴史が実証的な学に属するとされていることが問題となりうるからである。歴史は確かに独特の可変性・偶然性のゆえに『エンチュクロペディー』では扱われないが、しかしヘーゲルにおいては一定の必然性を持つものとして位置づけられるはずである。こうした細かな問題を論じ尽くして、この箇所でヘーゲルが述べていることを明らかにする仕事は、一冊の書物に価するのではないだろうか。したがってこの箇所は、私が提示する解釈とは異なる見解をヘーゲルが述べている可能性のある箇所ではあるが、それをもって直ちに本書の解釈を覆すには問題含みの箇所である。

以上のことから、評者が引用するテキストはいずれも、本書の解釈を覆すに十分な証拠となる箇所とは言えない。加えて、本書で扱った『大論理学』は、ヘーゲルが最もまとまった仕方で自説を提示した書物である。もしヘーゲルのテキスト相互に不整合があるとしても、本書の議論に反するテキストが断片的なものである限りは、よりまとまった仕方で論じられている『大論理学』での叙述を重視すべきではないだろうか。また、仮に評者が引用するテキストを超えて、より深刻かつ体系的な不整合がヘーゲルに見いだせるとしても、そのことすら本書の議論の価値を減じるものではない。その場合には本書は、ヘーゲルにおける経験的概念をめぐる叙述の不整合という、より大きな問題にアプローチする際に、『大論理学』から見るとどうなるか、という議論の材料を提供するものとなるからである。

第二の、私自身の「概念」の用法を巡る不整合という論点へと進もう。実のところ、評者による「概念」の用法を巡る不整合の指摘は全て、論理的カテゴリーと経験的概念の関係について私が直接述べた箇所ではなく、論理学と経験的諸学の関係について述べた箇所に依拠している。それゆえこの問題を「概念」の用法を巡る不整合と呼ぶことには違和感がある。そうは言っても、論理学と経験的諸学の間をどう理解するかということはそれ自体重要な問題である。「概念」の用法に直接関わらないから取り上げる価値がない、ということにはならないだろう。それゆえ以下では、概念の用法の不整合ではなく、論理学と経験的諸学との関係の不明確さの問題として評者の指摘を理解した上で、これについて論じたい。

問題は、論理学と経験的諸学がどのような意味で、どれだけ区別され、また、どのような意味で区別されないか、という点に集約されるだろう。専ら自然の観察が重視される自然哲学の領域や、心理現象と社会的制度が扱われる精神哲学の領域が、ヘーゲルにおいて論理学と区別されていることは、『エンチクロペディー』の目次を見るだけでも明白である。論理学をさしあたり存在や認識そのものを扱う領域と考えれば、この区別はそれほど奇妙なものでもない。しかし他方で、これらの領域が全体として統一された学問を構成していなければならない、ということについても、異論の余地は少ないであろう。それゆえ両者の区別と統一の意味と程度が問題になる。

この問題について、本書で余すところなく解明されたと言えないのは事実である。しかし、本書の成果は、両者の区別が通常思われているほどには固定的ではない、ということをつらやまかにした点にある。少なくとも、単純に論理学が経験的諸学を基礎づけるという構造になっていないと明らかにしたことは、本書の成果である。たしかにこのことが、論理学から自然哲学を経て精神哲学へ、という諸学の必然的展開とどのように関わるのかということについては、本書では未解明である。『エンチクロペディー』末尾のいわゆる「三重の推論」との関係の問題にすることもできよう。しかし、これら未解明の問題が山積されていることは、本書の叙述そのものの価値を減じるものではない。むしろ、これらの問題にアプローチする上でも考慮されるべきヘーゲルの見解の一端を明らかにした点に、本書の議論の重要性を認めることもできるだろう。

また、評者が私の議論の不整合として引用する 183 ページから 184 ページにかけての箇所は、ヘーゲルにおいてはそれでも論理学と実在哲学が区別されるのではないかと、という反論を想定し、それに譲歩した箇所である。何らかの「断言」をした箇所や、自身の「重要な指摘」を「突然提示」した箇所ではない。したがってこれらの箇所をもって、私の積極的な主張の中に不整合があるとすることはできないはずである。ただし、実在哲学や経験的諸学と論理学の区別という問題についての本書の議論に不十分などころがあり、この点についての私の主張が暫定的なものにとどまっているということは認めたい。

なお、この問題に関連して、本書の副題についても一言しておきたい。「ヘーゲル哲学体系の核心」という本書の副題は、本書が「ヘーゲル哲学体系の全貌」を明らかにするものではない、ということを含意している。私は無論ヘーゲル哲学体系の全体を解明することの重要性を否定しないが、最初からヘーゲル哲学体系全体にアプローチしようとするならば、どうしても「広く浅い」アプローチとならざるを得ない。本書ではそのようなアプローチではなく、体系の核心部と目しても差し支えないであろう『大論理学』の「概念論」に焦点を定め、「狭く深い」アプローチによって、ヘーゲル哲学体系とは何だったのかという大問題の一端に切り込むことを目指した。本書はこのアプローチにより、ややもすると経験から遊離したものと見られかねないヘーゲル哲学体系の核心部で、経験に根ざした議論が大手を振って展開されていることを明らかにしたのである。

2.2 ヘーゲルの「弁証法」について

弁証法が矛盾や否定性を契機とする運動であることを私が無視している、という指摘は当たらない。私はそれらのことを無視するつもりは全くない。とはいえ本書でそのことを敢えて強調していないのは事実であるので、その理由を述べたい。

その最大の理由は、そのことに敢えて強調するだけの情報量がないからである。ヘーゲルの弁証法が矛盾を内包する運動であることは、ヘーゲル哲学に馴染みのある者にとっては周知の事実であり、敢えて論じる価値がない。また、ヘーゲル哲学に親しみのない者からすれば、「弁証法とは矛盾を内包する運動である」と言われてもその内実がわからず、「何も言っていないのに何か言ったような印象を与える表現」としてしか理解されないのである。したがっていずれの観点から見ても、弁証法が矛盾を内包する運動であるということは、ヘーゲルについての教科書的・表面的な理解に属することであると思われる。そのため、本書のような専門書で敢えて強調する必要を私は認めなかった。

また、弁証法についての理解が形式的・表面的なものになるのを避けるためには、弁証法の具体的な用例ごとにその意味を考える必要がある、というのが私の考えである。この考えを背景に、本書では、「絶対的理念」章における弁証法の用例のみに焦点を絞っている。評者は「本書の論旨からして、弁証法概念は、論理学で論じられる規定性一般が主客二元論に囚われていないことを説明するために導入されている」として、ここで弁証法を導入したのは私であるかのように論じているが、この文脈で弁証法という語を用いたのは、少なくとも私の理解では、ほかならぬ『大論理学』のヘーゲルである。私はヘーゲルの議論を再構成したにすぎない。

さらに評者は、弁証法的運動と、いわば弁証法的状態を区別した上で、前者のみがヘーゲルの弁証法の正当な用法であるかのように論じているが、これは事実と反する。

私見ではヘーゲルは「弁証法」の語を、「運動」と「状態」の両方を指して用いており、どちらが強調されるかは場面によって異なっている。このことは、加藤尚武による全用例研究が如実に物語っている（加藤 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020）。全ての用例において「運動」の側面が重要であるはずだ、と最初から決めてかかるべきではない。なお、本書で扱った「絶対的理念」章については、運動と状態の両方のニュアンスが重要になる箇所だと私は見ている。

以上のように、「弁証法」について私が誤解したり恣意的な解釈を施したりしているとの指摘は当たらない。しかし、「概念の必然的展開」の妥当性について「途方もないこと」と簡単に退けてしまったことについては、本書の公刊から約2年を経た現在では、もう少し穏当な見解を取るべきであったと考えるようになっていく。依然として概念の必然的展開が何をもって必然的とされるのか私にとっては謎のままではあるのだが、しかしヘーゲルが何をもって「必然的」と考えたかという謎は、研究に価する謎である、というのが現在の私の考えである。現時点で私見をこれ以上詳細に展開することはできないが、特に、懐疑論への対抗という、カントから『精神現象学』に引き継がれたモチーフに、ヘーゲルの「必然性」概念は深く関わっていると見通している。

2.3 ポスト・カント的解釈と形而上学的解釈との「調停」について

私は本書で、「認識論が形而上学を基礎づける」という立場と、「形而上学が認識論を基礎づける」という立場の両方を批判した。そしてその過程で、ヘーゲルの描像により近い可能な解釈として、「論理的なもの」という第三項が、認識論と形而上学の両方を基礎づけるという立場を提示した。その上で私は最終的に、この第三の立場をも退ける新たな結論として、認識論と形而上学は相補的な構造となっており、その外からの基礎づけを必要としない、という立場を提示した。

評者はこれらのうち第三の「論理的なもの」による基礎づけという立場を、「説得的な結論」だと評価する。その上で、私がこの立場を最終的に放棄したことを不合理だと批判する。しかし私が第三の立場を退けるのは、当然ながらそうするのが合理的だと考えるからであり、言い換えればそうする理由があると考えからである。その理由とは、「論理的なもの」による基礎づけによる解決を目指せば、今度は「論理的なもの」に関する議論がどのように基礎づけられるのかという問題が生じてしまうからである。評者はこの私の根拠に言及していない。しかし、私の立場が不合理だと論じるためには、この根拠が不当であることを示さねばならないはずである。そのことが示されているようには私には思えない。それゆえ私には、本書で述べた論拠を繰り返すことしかできない。

また、評者は「認識論による基礎づけ」「形而上学による基礎づけ」「論理的なものによる基礎づけ」の三つの立場が排他的であることを指摘し、それゆえに前二者を調停するという私の試みが理解不可能であると言う。この点について、確かに「調停」という言葉を用いたことはミスリーディングであったかもしれない。私の立場は、表面上は前二者を調停したかのように見える立場ではあるが、見かけ以上にラディカルに前二者、あるいは論理的なものによる基礎づけも含めた三者と異なる立場だからである。このことについて詳述したい。

三つの立場の間にトリレンマが生じるかのように見えるのは、「認識論と形而上学の少なくともいずれか一方は基礎づけを必要とする」という命題を前提する場合に限られる。私の結論は、この前提を取り払うべきだ、というものである。つまり、認識論も形而上学も、その外側からの基礎づけを必要としていない、と考えるのである。この立場は、「認識論は形而上学によって基礎づけられる」という立場と、「形而上学は認識論によって基礎づけられる」という立場の折衷ではない。いずれの立場とも根本的に異なる立場である。

たしかに、私の立場は一見すると、前二者の立場の折衷であるように見えかねない。これは、認識論と形而上学がいずれも他方によって基礎づけられるものではない、という結論からのさらなる帰結として、いずれかが他方に先行するという、論理的正当化に関する両者の順序もなくなり、したがって叙述の順序についても制約がなくなると強調しているからである。これらのことから、いわば表層構造において、認識論と形而上学のいずれかが他方に先行するということがなくなる。このため、あたかも前二者の立場の折衷のように見えることになる。しかしそれは表面上のことにすぎない。

評者はまた、「本書の結論は一向に具体的な像を結ばない」と本書を論難している。たしかに本書の結論が、「認識論と形而上学はいずれも基礎づけを必要としない」という消極的なものにとどまっていることは認めざるを得ない。この上により積極的な見解を築くことができれば、その方がより理想的ではあるだろう。これについて簡単な見通しを述べておきたい。この点に関する本書の結論と整合的である可能性のある立場として、「形而上学的論理学」を強調する立場は注目し得る（山下 2020）。この立場では、基礎づけに関する前提が全て退けられた上で、「形而上学と論理学は同一である」という積極的な結論が提示される。ただし、この立場では、ヘーゲルが強調する動的な揺らぎや「媒介」の必要性を捉えることができないため、この立場をそのままヘーゲルに帰属させることは困難に思われる。しかし、この立場との距離を測ることにより、私の解釈と整合する立場をより積極的な見解へと鍛え上げていくことができるのではないかと見通している。

3. 久富峻介さんへの回答

3.1 経験科学が論理学にとって必要だと言えるか

評者が言うように、本書の私の解釈は、「色彩論（自然科学の知見）なしではヘーゲルの「推論」的思考が不可能であった」という主張を含んでいる。なぜなら私は、論理的な思考と経験的探究との往還をヘーゲル論理学の重要な特徴だと考えているからである。

評者はこの主張が強い主張であるとし、「もう少し強力な論証や証拠が必要であった」あるいは「このような結論を下すことが可能であるかどうかは、再考の余地がある」と論難している。しかし私は、この批判は本書のようなタイプの哲学史研究に対する要求としてあまりに過大であり、私の応答責任の範囲を超えていると考える。とはいえこのように述べただけでは、露骨な対話の拒否であり不誠実な態度であるかのように見えてしまうかもしれない。そこで、私がこのタイプの反論に答える必要がないと考える理由について論じたい。

そもそも解釈というものは、対象となるテキストをそのまま読んだときよりも多くの情報を与えるものでなければならないはずだ。したがって解釈は、それが情報量の増加を伴う、価値ある解釈である限りにおいて、テキストから論理的必然性を伴って演繹的に言えること以上のことを不可避免的に含まざるを得ない。言い換えると、解釈は「最善の説明への推論」を通じて遂行される。最善の説明への推論とは、不十分な証拠を用いて仮説を形成するタイプの推論であり、論理的な飛躍を必然的に含む。

解釈についての上の見方が正しいとすると、「もう少し強力な論証や証拠が必要」あるいは「再考の余地がある」という批判は、ある解釈が情報量の増加を伴う限りで、原理上全ての解釈に適用可能な批判である。解釈とは、解釈者が見だし得た限りでの証拠に照らして、最も整合的だと考えられるような仕方で著者の主張を再構成する試みだからである。したがって、さらなる証拠を提出することが可能であることや、論理的必然性を伴った演繹的推論となっておらず、それゆえ再考の余地があるということは、私の解釈が情報量の増加を伴った解釈であるということの必然的な帰結である。

逆に、解釈者にとって応答責任のある批判とはどのようなものであろうか。それは、次のいずれかの形のものとなるはずだ。一つは、解釈者が見だし得なかった証拠を提示して、その証拠と解釈者の解釈の不整合を指摘するものである。もう一つは、解釈者が見出した証拠と、解釈者が提示する解釈の不整合を指摘するものである。これらのいずれにも当てはまらない批判は、解釈者にとって、原理上答えることができない批判であると言わざるを得ない。

3.2 経験科学的な概念は「類」の一事例に過ぎないのではないか

評者は根拠論において法律の例が取り上げられているからといって根拠論が法律論であることにはならない、ということを指摘する。その上で、これとのアナロジーによって、類の事例として自然科学的な概念が取り上げられているからといって、類についての議論が全て自然科学に関わる議論であることにはならないのではないかと論じている。

しかし私は、このアナロジーは成り立たないと考える。なぜなら、ヘーゲルの判断論と推論論はいずれも、判断や推論の下位区分を含んでおり、しかもその下位区分は、単に判断や推論の形式のみによらない実質的な要素による分類になっている、という特徴があるからである。根拠論は、「根拠」という、適用範囲の非常に広い存在論的構造を問題にしており、その適用範囲が法律論にとどまらなないと考えることは妥当であろう。しかし、必然性の判断と推論がどのようなものを理解するためには、他の判断類型や推論類型と、これらの判断・推論類型が何によって区別されるのか、ということをも明らかにしなければならない。他の判断・推論類型と、必然性の判断・推論を区別でき、かつテキストと整合する解釈として、本書で提示したものが最も有力であると私は考えている。

付け加えて言えば、「必然性の判断」の箇所のうち、「仮言判断」の事例を挙げることが難しい、という寺沢恒信の指摘も考慮する必要があるだろう（寺沢，1999）。本書第5章でも論じたとおり、寺沢は、ヘーゲルが『大論理学』の仮言判断の箇所で事例を挙げていないことを指摘し、どのような事例が可能かについて論じている。その後、仮言判断についても、ヘーゲルが論理学講義では、明と暗、および青と黄という例を挙げているということが赤石憲昭の研究によって指摘された（赤石，2003）。赤石は強調していないが、ここで挙げられている例はいずれも色彩論から採られており、したがって、『大論理学』本文と同じく自然科学的な例となっている。もちろんこのことを単なる偶然と見ることも原理上可能ではある。しかし講義録でも色彩論の例が登場することは、仮言判断を含む必然性の判断が自然科学の事例にのみ当てはまると考える本書の解釈の傍証とはなるであろう。

3.3 『精神現象学』の「第二の法則」論と『大論理学』の法則論の関係

この箇所における評者の私への直接的な批判は「もう少し慎重なステップへの分節化や、さらなる根拠づけが必要であった」というものである。この批判は、3.1節で述べたのと全く同じ理由から、原理上回答不可能なものである。それゆえ直接この批判に答えることは差し控えたい。

しかし、評者からのコメントは全体として、私が本書で十分に展開し尽くせなかった論点の重要性を指摘するものであり、その点は重く受け止めたい。その論点とは、『大論理学』の法則論と、『精神現象学』の法則論はどう関わるのかに関するものであ

る。ヘーゲルは『大論理学』で法則を論じた箇所ですら、『精神現象学』を参照するよう指示している。これは異例のことであり、位置づけの大きな変更にもかかわらず、『精神現象学』と『大論理学』の法則論には重要な点で重なる部分がある、とヘーゲルが考えていたことを示している。とはいえ『精神現象学』と『大論理学』の法則論が全く同じであるとも言えないのは、評者と私の解釈の一致するところである。両者のどこが重なっており、どこが異なっているのか、ということは、本書や評者自身の研究の成果の上に重ねて問われるべき問いだと言えよう。

3.4 自然科学以外の学問の取り扱いについて

自然科学以外の経験的諸学問が軽視されてはならない、という評者の指摘に私は同意する。本書でヘーゲル論理学と自然科学との関係を集中的に論じたのは、第一に、他の学問領域と比べても、ヘーゲル論理学と自然科学との関係は、取り上げられることが少なかったのではないか、という問題を提起するためである。第二に、現代の自然主義的哲学の隆盛の中で、ヘーゲル哲学が読まれるべき価値を持つことを強調するためである。これらはいずれも、強調点の置き方の問題にすぎない。したがって、評者が正しく指摘しているとおりに、私の議論は「初期のヘーゲル思想の矮小化」を意図したものではない。

私は「ヘーゲル論理学にとって、自然科学“も”非常に重要な役割を果たした」と主張した。しかしもし私の主張が、「ヘーゲル論理学にとって、自然科学“だけが”重要であった」と誤って理解されたなら、私はそれに反論したい。本書では自然科学とヘーゲル論理学の関わりを強調したが、最終的に「より大きな視野で、ヘーゲル哲学を全体的に捉える」という、評者が強調する方向が目指されるべきであることに異論は無い。

4. 堀永哲史さんへの回答

4.1 質問1：暴力と理性の狡智の違い

評者は、本書の議論からは、「暴力と理性の狡智とのあいだの決定的な違い」が読み取れないとする。しかし私は本書の説明中での両者の違いは明らかであると考えている。詳述すれば、暴力とは、「主観的目的-手段-客観的目的」の三項関係から成る目的論の推論が全面的に失敗する場合である。一方理性の狡智とは、上記の三項関係が成立し、主観的目的が実現される場合である。理性の狡智も問題含みであるということが後には明かされるのであるが、そこでの問題は心身問題という形而上学的な文脈において初めて顕在化する。これに対して、暴力における目的論的実践の失敗は、本書においてフォークでスープを掬おうとする事例を用いて明らかにしたように、日常的な観点から見ても失敗していることが明らかな事例である。いわば、暴力が陥る失敗は日常

的实践の次元における失敗であり、理性の狡智が陥る失敗は、哲学的説明の次元における失敗である。したがって暴力と理性の狡智はいずれも問題含みではあるものの、それぞれが含む問題は全く異なっている。

評者が擁護する Pierini の解釈は、上述の違いを十分考慮に入れているとは言いがたい。上述の違いを考慮すれば、「理性の狡智」を「主観的暴力」と「客観的暴力」に分解することは不可能だからである。「主観的暴力」と「客観的暴力」への分解が可能となるのは、主観的目的・手段・客観的目的の三項関係としての目的論の推論が成立している場合に限られるだろう。したがって、「暴力」が、推論が成立していない場合であるという私の理解に照らせば、Pierini の言う「主観的暴力」と「客観的暴力」は、ヘーゲルの言う「暴力」とは全く異なる事態であると言える。

4.2 質問 2: 「媒介の無限進行」と心身二元論

私の見る限り、「媒介の無限進行」が具体的にいかなる事態であるのかについて、ヘーゲルが明示的に述べている箇所は存在しない。評者は、「媒介の無限進行も、主観的目的と手段（道具）または手段（道具）と外的客観との関係のもとで考えられるのが当然の流れではないだろうか」と言う。たしかに「流れ」ということで直前の箇所との連続性だけを考え、解釈においてそれだけを重視するならば、そのように読まなければならないということになるだろう。しかし、人間が手段を用いて目的を達成することは実践的には当然ながら可能である。それが無限進行に陥るとはいかなる事態であるのか、私には理解することができない。私にとって、この箇所を理解可能にする唯一の解釈は、この箇所から既に、「生命」章に連なる心身関係論が展開されていると考えることであった。評者は、「この箇所を道具を用いた目的実現として読むと「媒介の無限進行」が理解不可能になる」という私の解釈の前提を、根拠を挙げることなく否定しているように思われる。評者の言う「主観的目的と手段のあいだの外的関係」とは、心身関係でないとすれば一体何なのだろうか。

また、評者は「テキスト上で明示的に述べられていない」ということと、「テキストに合わない」ということを同一視しているように思われるが、私はそのような前提を取らない。そもそもテキスト上に全てが明示的に述べられているのであれば、解釈は不要である。全てが明示的に述べられていないからこそ、解釈が必要となる。「テキストに合う」か否かは、テキスト上で明示的に述べられていることと矛盾しない解釈であるか否かによって判定されるべきである。

加えて、評者は徳増多加志に対する私の批判が私自身にも当てはまると主張している。この点については、私の表現にわかりにくいところが含まれていることは確かであるため、よりわかりやすく説明し直したい。私が徳増の解釈を退けるのは、徳増の解釈において指摘される問題が、「無限進行」と無関係になっているように思われるた

めである。単に徳増の解釈と明示的に一致することをヘーゲルが述べていないからではない。それゆえ、私の解釈が、ヘーゲルの叙述と明示的に一致しないからと言って、それだけで私の解釈が徳増と同じ理由で棄却されることにはならない。

4.3 質問3：生命と認識論

私の理解では、「生命」の箇所でのヘーゲルの議論は、形而上学的な問題に集中している。それゆえ、認識論についてはここでは論じられていない。「生命」章で「主観と客観を分けない一元論」が展開されているという私の主張は、あくまでも「生命」章で一元論的存在論が展開されているということを意味している。また、ヘーゲルの認識論は本書第一部、第二部で集中的に検討した「主観性」編や、本書では扱うことができなかった「認識の理念」章で集中的に展開されていると私は見ている。したがって「生命」章に認識論的な議論を読み込む必要性を私は感じない。

4.4 質問4：「生命に基づく一元論」へのコミットメント

現代の科学的な知見に照らしたとき、ヘーゲルの「生命に基づく一元論」をそのまま引き受けることは不可能であると私は考えている。それゆえ、「著者はヘーゲルの「生命に基づく一元論」をどの程度まともに引き受けているのか」という評者の問いには全く引き受けるつもりはない、と答えざるを得ない。評者はこの立場を引き受けないことが本書全体の企図を理解できなくするかのよう論じているが、私はそうは思わない。ヘーゲルは「反基礎づけ主義的な全体論」と、「主観と客観を分けない一元論」、すなわち生命に基づく一元論的な形而上学を構築しようとした。これらのうち、前者の全体論については、本書で論じたような修正を一部加えた上でのことではあるが、私は引き受ける用意がある。しかし、後者の形而上学については、現代の知見に照らすと引き受けることは全く不可能である、というのが私の考えである。前者にコミットし、後者にコミットしないことは十分整合的である。もちろんヘーゲルの議論の全てを現代においても魅力的で、自分でもコミットできる立場として再構成できるのであればその方がよい。しかし、ヘーゲルの立場を魅力的なものとして描き出そうとするあまり、ヘーゲルとかけ離れた主張をヘーゲルに帰属させるのは本末転倒であろう。ヘーゲルの立場をなるべく合理的に再構成した上で、そのうちに現代でも魅力的なところとそうでないところがある、と指摘することにもときには必要である。具体的には、生命に基づく一元論については、より現代的な知見と整合するタイプの一元論にアップデートされる必要がある、というのが私の結論である。

4.5 質問5：「内的合目的性」について

評者は、私が「内的合目的性」と言う言葉が A 節のみに登場するということをもって、「内的合目的性」は A 節にのみ認められると主張しているように見える」とし、この見解が「強引である」としている。確かに私はそのように主張しているが、なぜこれが強引であるのかが私にはわからない。B 節以後で内的合目的性について一度も言及されないことを理由に、B 節以後では内的合目的性については論じられていないと結論するのは、むしろ自然なことではないだろうか。もちろん、B 節以後でもヘーゲルが内的合目的性という言葉を用いずに内的合目的性について論じている可能性を原理上排除することはできないものの、挙証責任は一見論じられていないことが実は論じられているのだ、と主張する側にある。

評者はまた、カントが「類」を目的論と関連づけていることをもって、ヘーゲルの「類」も目的論に関連するはずだと主張する。しかしヘーゲルの目的論とカントの目的論は、いずれも生命を目的論と結びつける点では共通しているものの、本書で詳述したとおり、内実においては大きく異なっている。それゆえ、ヘーゲルの「類」がカントとは異なって目的論に関連しないと考えることに、特段大きな問題があるようには思われない。むしろ、カントが「類」と目的論を関連づけているからヘーゲルもそうしているはずだ、と結論する方が強引ではなからうか。

4.6 質問 6：経験的内容と論理的内容

評者が肯定判断論に即して展開する「論理的内容」についての議論は、私の解釈において見落とされていたものだと認めたい。この指摘を考慮すれば、私が展開したものの以上に、判断論の全体を統一的な仕方で理解する解釈が可能となるように思われる。指摘に感謝したい。

その上でしかし、私が展開した解釈が全面的に無効になるとまでは私は考えない。特に「類」の重要性が指摘される「必然性の判断」の箇所では、判断の具体的な内容にまで踏み込んだ議論が展開されている、あるいは、判断の形式が、その内容として自然法則を必然的に含むと論じられている、と見ざるを得ないように思われる。また、評者の議論は専ら肯定判断に即して展開されているから、私の解釈と評者の議論は両立不可能ではないように思われる。「論理的内容」と「経験的内容」という用語法に則して言えば、たしかにヘーゲルが考えている「内容」は経験的内容に還元されないが、しかし一見すると「経験的内容」であるかのように思われるものも「論理的内容」には含まれる、と理解することを提案したい。

4.7 質問 7：有機体モデルと媒介の問題

評者は、私が「純粹存在」から増々複雑化する思考諸規定の体系化の論理を排除している」とし、このヘーゲルからの離反のゆえに私を批判している。しかし私は本書

において、まさにこの点で自覚的にヘーゲルから離反したいと表明しているのであるから、このことはそれだけでは私を批判する根拠とはなり得ない。より詳しく言えば、私は本書で、ベクトルモデル、円環モデル、有機体モデルの三つ全てをヘーゲルのうちに見いだせると認めている。その上で、前二者をヘーゲルのテキストを離れた哲学的検討によって退けている。したがってここでのヘーゲルからの離反は私の議論にとっての欠陥とは言えない。むしろそれは私の結論そのものである。

しかしこのことは、評者の批判の全てが私が目指したこととすれ違っており無効である、ということの意味しない。評者は、上述のヘーゲルからの離反が、結局は一切の「媒介」の排除へと至ると考えているように思われる。もしそうであるならば、確かにそれは私が意図していなかったことであり、私は自分が目指したことを果たしていない、ということにもなるだろう。しかし、有機体モデルは、無媒介な、直接的な体系とは異なると私は考えている。したがって私は、媒介のプロセスがヘーゲルの言うような一本道のプロセスでなければならないということ、さらにはそれが評者の言うような単純な純粋存在からより複雑なものへと進むプロセスでなければならないことは否定するが、しかし、媒介そのものの必要性を否定しない。そして媒介そのものの必要性こそ、ヘーゲルのより根源的な洞察であると考えます。

おそらくここで問題になっているのは、「媒介」とは何かということ、言い換えると、「直接的でなく媒介されている」と言えるための最小限の条件は何か、ということである。またこの問いからは、ヘーゲルが実際に遂行しているような仕方とは別の仕方では媒介のプロセスをたどることは可能か、という問いが派生する。評者はこの派生的な問いにノーと答えた上で、それを前提して私を批判しているように思われる。しかし私は、この問いにイエスと答えたい。私が見るところ、評者と私の見解の相違の淵源はここにある。

このように述べたからには、体系ないし理論が「直接的でなく、媒介されている」と言えるための条件として私が何を考えているのかを述べるべきであろう。その条件とは、第一に、基礎づけ主義的でないということである。これは一方では、少数のア・プリオリな命題の成否に、体系全体の成否が依存しないということである。また同時に他方では、知覚経験や観察のみを正当化の最終的な根拠としない、ということである。そして第二の条件は、改訂可能性が確保されているということである。有機体モデルはこれら二つの条件を満たしており、それゆえに、ヘーゲルから部分的に離反していてもなお、媒介された、「ヘーゲル的」なモデルであると言えるのである。

4.8. 質問 8：論理学のア・プリオリ性

私は本書の第1部と第2部全体を通して、ヘーゲル論理学が評者の言うようなア・プリオリ性を持たないと論じ、その理由を提示した。この質問とその説明において評

者は、そこでの議論全体について、「不明瞭である」ということ以上の明確な理由を挙げることなく信頼できないと断じた上で、その私の結論が、評者が疑い得ないと信じる前提に反するがゆえに誤っている、と主張しているように思える。しかし私の結論はまさに、評者の前提の方こそ誤っている、というものである。

上の私の主張の理由を詳しく言えば本書の第1部と第2部の全体をそのまま引用せざるを得なくなってしまうので、ここでは最も重要な点だけを簡潔に述べたい。それは、ヘーゲルはア・プリオリな概念や命題とア・ポステリオリな概念や命題との間に、評者が前提するような区別を認めていないということである。それゆえ、ヘーゲル論理学がア・プリオリ性を持つという評者の主張を私は受け入れることができない。

文献表

- 赤石憲昭. 「ヘーゲルの必然性の判断について——判断の具体例問題との関係から」, 『ヘーゲル哲学研究』, 第9号, 日本ヘーゲル学会編, 2003年, 81-95頁.
- 加藤尚武. 「「弁証法」の21用語例 in『精神現象学』」, 『ヘーゲル論理学研究』第22号, ヘーゲル〈論理学〉研究会編, 2016年, 7-22頁.
- . 「「弁証法」の22用語例 in『法哲学』」, 『ヘーゲル論理学研究』第23号, ヘーゲル〈論理学〉研究会編, 2017年, 7-20頁.
- . 「ヘーゲル「弁証法」の用例研究・中間報告」, 『ヘーゲル論理学研究』第24号, ヘーゲル〈論理学〉研究会編, 2018年, 7-27頁.
- . 「論理は論理的に語るができない——ヘーゲル『大論理学』の「弁証法」全容語例」, 『ヘーゲル論理学研究』第25号, ヘーゲル〈論理学〉研究会編, 2019年, 9-50頁.
- . 「悟性批判——ヘーゲル「弁証法」の全用語例の研究」, 『ヘーゲル論理学研究』第26号, ヘーゲル〈論理学〉研究会編, 2020年, 7-46頁.
- 川瀬和也. 「哲学史研究は哲学研究でも歴史研究でもない」, 『フィルカル——分析哲学と文化をつなぐ』5(3), ミュー, 2020年, 198-214頁.
- 寺沢恒信. 「訳者注」. 『ヘーゲル 大論理学 3』, 以文社, 1999年, 379-449頁.
- 山下智弘. 「形而上学的論理学について」, 『哲学』第145集, 三田哲學會編, 2020年, 71-101頁.